

第97期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月24日（水曜日）午前10時

開催
場所

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目次

第97期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役2名選任の件	
第4号議案 監査役3名選任の件	
第5号議案 取締役賞与支給の件	
（添付書類）	
事業報告	9
連結計算書類	27
計算書類	39
監査報告書	50

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用もよろしくようお願い申し上げます。

本年は株主総会ご出席者へのお土産の配付を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

証券コード 8059
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
第一実業株式会社
代表取締役社長 宇野 一郎

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - (1) 報告事項
 1. 第97期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件
 2. 第97期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）
連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役2名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役賞与支給の件

以 上

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.tosyodai54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2020年6月23日（火曜日）午後5時までには議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【招集にあたっての決定事項】

- (1)書面と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2)電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.djk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付ください。



インターネット



パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

株主総会日時
2020年6月24日（水曜日）
午前10時

行使期限
2020年6月23日（火曜日）
午後5時00分必着

行使期限
2020年6月23日（火曜日）
午後5時00分まで

議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
第一東亜株式会社 敬中

株主番号 議決権行使回数

ここに議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案 (下の候補者を除く)	第5号議案
賛否表示欄	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

※上記は議決権行使書のイメージとなります。

第1・2・5号議案

賛成の場合 ▶ 賛 に○印
反対の場合 ▶ 否 に○印

第3・4号議案について

全員賛成の場合 ▶ 賛 に○印
全員反対の場合 ▶ 否 に○印
一部候補者に賛成の場合
▶ 否 に○印をし、賛成する候補者番号を記入
一部候補者に反対の場合
▶ 賛 に○印をし、反対する候補者番号を記入

インターネットによる議決権行使のご案内

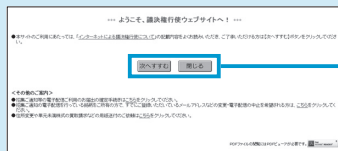
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

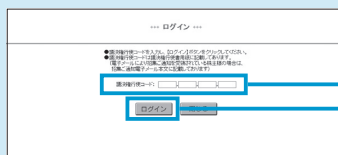


1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

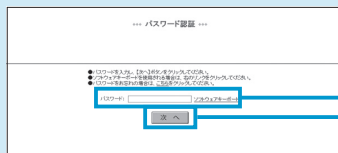
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

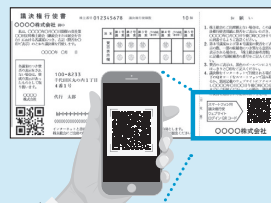
「次へ」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

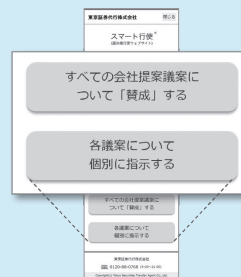
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使プラットフォームによる議決権行使のご案内～機関投資家の皆様へ～


機関投資家の皆様には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社
 **0120-88-0768**

受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び安定配当の継続等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額 748,498,100円

これにより、中間配当（1株につき60円）を含めました年間配当は1株につき130円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

社外取締役による独立した客観的な立場からの経営の監督を行うとともに、取締役の多様性を確保し、一層のガバナンス機能の強化を目的として、現行定款第21条（員数）に定める取締役の員数の上限を8名以内から9名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第21条（員数） 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。	第21条（員数） 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役2名選任の件

グローバル経営の体制確立ならびにコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、第2号議案の定款一部変更の件が承認されることを条件として、社外取締役1名を含めた取締役2名を増員し、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された場合の取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。本議案が原案どおり承認された場合、取締役の3分の1以上が独立社外役員となります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みずもとまさひこ ※水本雅彦 (1960年9月27日生)	1983年4月 当社入社 2004年4月 当社第三営業本部 デコレーティングシステム部長 2010年4月 DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. Managing Director 2013年4月 DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC. 取締役 (Secretary & Treasurer) 2016年1月 当社総務本部 担当部長 2016年6月 当社監査役就任 (現任)	1,600株
2	やまだなみか ※山田奈美香 (1989年5月19日生)	2018年1月 弁護士登録 2019年1月 宏和法律事務所入所 (現任) 2019年5月 文部科学省コンプライアンスチーム支援メンバー (現任) 2019年6月 公益財団法人全日本柔道連盟コンプライアンスホットライン窓口 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項
- (1) 山田奈美香氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 山田奈美香氏は、弁護士として企業法務に関する幅広い知見を有しております。グローバル経営が進む現況において、法務的視野に立った柔軟で適切な助言を行っていただきたいため社外取締役候補者といたしました。また、働く女性の立場から、労働環境及びダイバーシティ (多様性) によるビジネス環境等の変革期における当社の進むべき方向に対し、客観的な視点からの生きた助言を行っていただけるものと判断しております。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。
 - (3) 山田奈美香氏は、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の範囲内で締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する。ただし、賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
 - (4) 山田奈美香氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員要件を満たしており、原案どおり選任された場合には独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. ※は新任の取締役候補者であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役の水本雅彦、松宮俊彦、小山充義の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また水本雅彦氏は本総会の決議事項第3号議案に上程しておりますとおり、取締役への選任をお願いしております。つきましては、新任1名を含めた監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かわい あきひろ ※川井昭宏 (1962年2月8日生)	1984年4月 当社入社 2004年4月 当社経営企画本部 システム企画部長 2010年1月 当社内部監査部長 2016年4月 当社総務本部 大阪支社総務部長 2019年7月 当社管理本部 リスクマネジメント室長兼EMS推進室長 2020年4月 当社総務本部 リスクマネジメント部長兼EMS推進部長 (現任)	6,520株
2	まつみや としひこ 松宮俊彦 (1947年10月3日生)	1971年4月 パイオニア株式会社入社 1972年7月 株式会社流通技研入社 1979年10月 デロイト・ハスキング・アンド・セルズ会計事務所 (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 1983年3月 公認会計士登録 1991年7月 同監査法人社員 (パートナー) 2011年10月 松宮俊彦公認会計士事務所開設 (現任) 2012年6月 当社監査役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社三菱総合研究所 社外監査役	0株
3	こやま みつよし 小山充義 (1962年8月10日生)	1981年4月 東京国税局入局 2015年9月 税理士登録 小山税理士事務所開設 (現任) 2016年6月 当社監査役就任 (現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項

- (1) 松宮俊彦氏及び小山充義氏は、社外監査役候補者であります。
- (2) 松宮俊彦氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、幅広い知識と高い識見を有しております。同氏は当社において社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。
- (3) 松宮俊彦氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって8年であります。
- (4) 松宮俊彦氏は、2020年6月17日開催のKDDI株式会社の定時株主総会にて社外監査役に就任予定であります。

- (5) 小山充義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を当社の監査体制に生かしております。同氏は当社において社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため、社外監査役候補者といたしました。
- (6) 小山充義氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
- (7) 松宮俊彦氏及び小山充義氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の範囲内で締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する。ただし、賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
- (8) 松宮俊彦氏及び小山充義氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員要件を満たしており、原案どおり選任された場合には独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
3. ※は新任の監査役候補者であります。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の社外取締役を除く取締役5名に対し、取締役賞与総額9,350万円を支給することといたしたいと存じます。

以上

(添付書類)

第97期 事業報告

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策の効果により企業業績や雇用・所得環境等に引き続き改善の傾向が見られ、第3四半期までは緩やかな回復基調となりました。しかしながら、一部の国・地域における地政学的リスクの顕在化、中国や新興国経済の成長鈍化、米国の保護主義の影響による世界経済の減速懸念に加え、第4四半期での新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大や原油価格の下落など、不安定な国際情勢を背景に依然として先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で、中期経営計画の初年度において産業機械事業とエレクトロニクス事業から分離独立した新セグメント「自動車事業」を発足し、また、5G通信システムや自動車業界におけるCASE投資拡大などの需要を取り込み、第4四半期はじめまで業績はおおむね順調に推移しました。新型コロナウイルス感染症の影響により受注の減速が出始めたもののその影響は顕著ではなく、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べて4億15百万円減少の1,614億76百万円（前期比0.3%減）とほぼ横ばいとなりました。

利益面では、営業利益は5億75百万円減少の69億98百万円（前期比7.6%減）、経常利益は6億46百万円減少の74億26百万円（前期比8.0%減）となりましたが、前連結会計年度に計上した製造販売権の減損損失等の特別損失が少なく、親会社株主に帰属する当期純利益は4億18百万円増加の48億76百万円（前期比9.4%増）となり、過去最高益を更新しました。

報告セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

プラント・エネルギー事業

海外向け大型肥料プラント用設備等の売上計上があり、また、リチウムイオン電池製造設備等の販売が好調であったため、売上高は71億33百万円増加の428億35百万円（前期比20.0%増）、セグメント利益（営業利益）は3億59百万円増加の11億12百万円（前期比47.7%増）となりました。

産業機械事業

プラスチック製品・食品関連業界向けの成形機及び周辺機器、自動加工機等の売上が減少したため、売上高は70億9百万円減少の248億6百万円（前期比22.0%減）、セグメント利益（営業利益）は7億83百万円減少の4億54百万円（前期比63.3%減）となりました。

エレクトロニクス事業

IT及びデジタル関連機器製造会社向けの電子部品製造関連設備等の販売が減少したため、売上高は77億14百万円減少の408億75百万円（前期比15.9%減）、セグメント利益（営業利益）は4億74百万円減少の22億28百万円（前期比17.5%減）となりました。

自動車事業

自動車関連業界向けの自動組立ライン、塗装ライン、車載電子部品製造関連設備等の販売が増加したため、売上高は41億34百万円増加の357億46百万円（前期比13.1%増）となりましたが、セグメント利益（営業利益）は1百万円減少の14億91百万円（前期比0.1%減）となりました。

ファーマ事業

錠剤外観検査装置やパッケージング用機器・装置等の売上が増加したため、売上高は4億80百万円増加の102億94百万円（前期比4.9%増）、セグメント利益（営業利益）は1億73百万円増加の11億28百万円（前期比18.2%増）となりました。

航空事業

航空機地上支援機材及び空港施設関連機器等の売上が増加したため、売上高は25億12百万円増加の67億75百万円（前期比58.9%増）、セグメント利益（営業利益）は2億45百万円増加の5億34百万円（前期比85.0%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における重要な設備投資等はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度における重要な事業の譲渡、吸収分割又は新設分割はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分等の状況

当連結会計年度における重要な持分又は新株予約権等の取得又は処分はありません。

(6) 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府の経済対策は期待できるものの、一部の国・地域における地政学的リスクの顕在化、原油価格の下落、米国の保護主義の影響による世界経済の減速懸念に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により極めて厳しい状況が続くと見込まれ、長期化すれば企業収益や設備投資などへの悪影響が懸念され、当社グループを取り巻く経営環境は不透明かつ厳しい状況が続くことが予想されます。

このような情勢の中で、2019年4月から2022年3月までの3年間にわたる中期経営計画「FACE2021」において、「困難にも向き合いながらさらなる成長を促進し、新たな価値を創造し、会社の『品質』を向上させる」をビジョンとし、営業と技術サービスの一体化、事業間交流による新たな価値の創造等、時流に適合した事業軸体制の進化により、収益力のさらなる向上を図ってまいります。

また、引き続きリスク管理の徹底を行うとともに、M&A、企業アライアンスの手段を検討する等、事業企画力の強化と経営資源の有効活用を考え、ダイナミックな経営を目指してまいります。

1. 時流に適合した事業軸の進化と収益力のさらなる向上

- ① 自動車事業の飛躍的發展を目指す。
- ② 営業と技術サービスの一体化を進め、付加価値を向上させる。
- ③ 事業と事業との重なり(クロスポイント)から新たなバリューを見出す。
- ④ エリアの重要性も忘れず、グローバル規模で考え、自分の地域で活動する。
- ⑤ ナショナルスタッフのさらなる戦力化を図り、現地主体の運営を目指す。

2. 経営推進力の強化

事業企画力の強化と経営資源の有効活用により、ダイナミックな経営を目指す。

(M&A、企業アライアンスの手段を検討)

- ① リスク管理機関の一つとしての「投資検討委員会」を機能させる。
- ② 先端技術検討機関としての「AI & IoT委員会」から成功事例を創出する。
- ③ ダイバーシティに対応した「人事制度改革」を実行する。
- ④ グループ会社の統括的支援組織を新設する。

3. 会社の「品質」向上

- ① コンプライアンスを徹底しガバナンスを強化させる。
- ② ESG視点の活動を推進する。

なお、役職員が法令はもとより社会的規範を遵守するため「第一実業株式会社行動規範」に則り行動し、企業としての社会的責任を果たすとともに社会に貢献していくことにも注力していく所存ですので、何卒倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 94 期 (2017年3月期)	第 95 期 (2018年3月期)	第 96 期 (2019年3月期)	第 97 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
受 注 高	百万円 136,459	百万円 171,151	百万円 183,288	百万円 161,979
売 上 高	百万円 154,120	百万円 185,686	百万円 161,891	百万円 161,476
営 業 利 益	百万円 5,844	百万円 6,394	百万円 7,573	百万円 6,998
経 常 利 益	百万円 6,166	百万円 6,821	百万円 8,073	百万円 7,426
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,338	百万円 4,730	百万円 4,457	百万円 4,876
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 62.47	円 443.97	円 418.31	円 456.38
総 資 産	百万円 116,681	百万円 102,997	百万円 112,561	百万円 111,486
純 資 産	百万円 38,794	百万円 43,194	百万円 45,710	百万円 48,446
1 株 当 たり 純 資 産 額	円 726.61	円 4,042.28	円 4,274.47	円 4,521.29

(注) 2017年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 94 期 (2017年3月期)	第 95 期 (2018年3月期)	第 96 期 (2019年3月期)	第 97 期 (当事業年度) (2020年3月期)
受 注 高	百万円 114,661	百万円 141,490	百万円 155,488	百万円 139,481
売 上 高	百万円 134,186	百万円 159,223	百万円 134,647	百万円 135,899
営 業 利 益	百万円 4,330	百万円 4,193	百万円 4,630	百万円 4,782
経 常 利 益	百万円 4,772	百万円 4,623	百万円 5,011	百万円 5,219
当 期 純 利 益	百万円 2,492	百万円 2,972	百万円 2,489	百万円 3,352
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 46.63	円 278.97	円 233.66	円 313.77
総 資 産	百万円 100,640	百万円 83,238	百万円 91,755	百万円 90,514
純 資 産	百万円 30,414	百万円 33,030	百万円 33,721	百万円 35,265
1 株 当 た り 純 資 産 額	円 569.39	円 3,089.72	円 3,151.21	円 3,290.71

(注) 2017年10月1日付けで普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第95期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(8) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社第一メカテック	320百万円	100%	機械等の技術開発・サービス
第一実業ビスウィル株式会社	100	100	外観検査装置の開発・製造・販売
第一実業ソーラーソリューション株式会社	15	51	太陽光発電装置の保守・管理サービス
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	US\$ 500千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
D J K E U R O P E G M B H	EUR 25千	100	産業用各種機械器具の販売
上海一実貿易有限公司	US\$ 4,000千	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(香港)有限公司	194	100	産業用各種機械器具の販売
第一実業(広州)貿易有限公司	HK\$ 19,485千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	394	100	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	THB 210,000千	100 (49)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	THB 2,000千	49 (49)	建設の請負
DAHCHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	RM 1,500千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	PHP 9,675千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
P T D J K I N D O N E S I A	US\$ 300千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	US\$ 760千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	INR 170,000千	100 (100)	産業用各種機械器具の販売

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.の持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

② 企業結合の経過

該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は「① 重要な子会社」に記載した17社であります。

当連結会計年度における当企業集団の売上高は1,614億76百万円となり、前連結会計年度に比較して0.3%の減少となりました。経常利益は74億26百万円(前期比8.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は48億76百万円(前期比9.4%増)となりました。

④ 事業年度末日における特定完全子会社

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容

当社の企業集団は、各種機械・器具・部品の販売及び各種機械・器具の賃貸等を主な内容とし、国内販売ならびに輸出入を行っております。また、一部商品については、子会社が製造を行っております。

(10) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本	社	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
支	社	大阪、名古屋
支	店	東北（仙台）、広島、福岡
出	張	所 富山
海	外	事 業 所 ソウル支店

② 子会社の主要な事業所

株式会社第一メカテック	埼玉県川口市
第一実業ビスウィル株式会社	大阪府吹田市
第一実業ソーラーソリューション株式会社	東京都千代田区
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	米国イリノイ州
DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ合衆国ケレタロ州
DJK EUROPE GMBH	ドイツ連邦共和国ヘッセン州
上海一実貿易有限公司	中華人民共和国上海市
第一実業(香港)有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
第一実業(広州)貿易有限公司	中華人民共和国広東省広州市
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.	タイ王国バンコク
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア国クアラルンプール
DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.	フィリピン共和国マカティ市
PT.DJK INDONESIA	インドネシア共和国ジャカルタ
DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	インド共和国ハリヤナ州

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,209 名	+42 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤務年数
508 名	+23 名	39.9 才	12.3 年

(12) 主要な借入先の状況

借入先	当期末借入残高
株式会社みずほ銀行	2,075
株式会社三井住友銀行	1,678
株式会社三菱UFJ銀行	1,350
株式会社りそな銀行	1,151

百万円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,086,400株 (自己株式を含む)
 (3) 株主数 4,280名 (前期末比 227名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	623千株	5.82%
株式会社みずほ銀行	511	4.78
株式会社三井住友銀行	511	4.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	502	4.70
光通信株式会社	492	4.60
株式会社三菱UFJ銀行	373	3.49
株式会社りそな銀行	338	3.16
三菱重工株式会社	291	2.72
GOVERNMENT OF NORWAY	220	2.06
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	213	1.99

(注) 持株比率は、自己株式 (394千株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	2011年9月発行 新株予約権	2013年9月発行 新株予約権	2015年9月発行 新株予約権	2017年9月発行 新株予約権	2019年9月発行 新株予約権
新株予約権の数	6個	24個	25個	58個	82個
保有人数 当社取締役	2名	5名	5名	5名	5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,200株	4,800株	5,000株	11,600株	16,400株
新株予約権の払込価額	無償	無償	無償	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2011年9月2日 ～ 2041年9月1日	2013年9月3日 ～ 2043年9月2日	2015年9月2日 ～ 2045年9月1日	2017年9月4日 ～ 2047年9月3日	2019年9月4日 ～ 2049年9月3日
新株予約権の行使の条件	(別記1)	(別記2)	(別記3)	(別記4)	(別記5)

(別記1)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2041年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記2)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2043年8月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記3)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2045年8月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記4)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2047年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(別記5)

新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- 2 新株予約権者が2049年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
- 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。
- 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。
- 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	2019年9月発行新株予約権
新株予約権の数	36個
交付された者の人数 当社執行役員	7名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,200株
新株予約権の払込価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2019年9月4日～2049年9月3日
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。 2 新株予約権者が2049年8月3日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、その翌営業日から上記の期間満了日までの期間に限り新株予約権を行使することができるものとする。 3 株主総会又は取締役会の決議により、当社が新株予約権を無償で取得することとした場合には、その無償取得日以前の別途取締役会において定める期間において新株予約権者は新株予約権を行使することができるものとする。 4 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は「新株予約権割当契約書」に定める条件に従って、新株予約権を行使できるものとする。 5 その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役 取締役社長	(内部監査部、関係会社管掌)	宇野一郎
代表取締役専務	(経営企画室、管理本部管掌)	鹿毛之
常務取締役	(プラント・エネルギー事業本部、ファーマ事業本部、広島支店、福岡支店管掌、大阪支社長、第一実業ビスウィル株式会社代表取締役専務取締役)	寺川茂喜
常務取締役	(産業機械事業本部、自動車事業本部、東北支店、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.管掌、名古屋支社長)	* 二宮隆一
常務取締役	(航空事業部、エレクトロニクス事業本部、ソウル支店、DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK EUROPE GMBH 管掌、自動車事業本部副管掌)	* 上野雅敏
取締役	税理士	坂本嘉和
取締役	文筆家	田中幸恵
常勤監査役		水本雅彦
監査役	公認会計士、株式会社三菱総合研究所社外監査役	松宮俊彦
監査役	税理士	小山充義

- (注) 1. 取締役のうち坂本嘉和氏及び田中幸恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち松宮俊彦氏及び小山充義氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の水本雅彦氏は、当社及び当社子会社の管理部門の主要な職責を歴任し、その職務経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役の松宮俊彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役の小山充義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役の坂本嘉和氏及び取締役の田中幸恵氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. *印を付した取締役は、2019年6月25日開催の第96期定時株主総会において選任され就任いたしました。
6. 2019年6月25日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長の山片康司氏、常務取締役の木本創氏及び常務取締役の樽田良和氏は任期満了により退任いたしました。
7. 監査役の松宮俊彦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役10名 335百万円 (うち社外取締役 2名 10百万円)

監査役3名 32百万円 (うち社外監査役 2名 10百万円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第96期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名を含んでおります。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年換算276百万円 (うち社外取締役分は12百万円) であります。(2016年6月22日定時株主総会決議)
3. 取締役の報酬には、第97期定時株主総会の第5号議案が原案どおり承認可決することを条件として支払う予定の取締役5名に対する賞与93百万円、2017年7月31日開催の取締役会の決議によりストック・オプションとして取締役6名に付与した新株予約権6百万円 (報酬等としての額) 及び2019年7月31日開催の取締役会の決議によりストック・オプションとして取締役5名に付与した新株予約権11百万円 (報酬等としての額) を含んでおります。
4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年換算45百万円であります。(2004年6月25日定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

取締役会においては議案の審議に必要な発言を適宜行い、監査役会においては監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

なお、当事業年度における取締役会及び監査役会の出席状況（書面決議を除く）は次のとおりであります。

取締役	坂本 嘉和氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
取締役	田中 幸恵氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
監査役	松宮 俊彦氏	取締役会	14回開催	うち	14回出席
		監査役会	15回開催	うち	15回出席
監査役	小山 充義氏	取締役会	14回開催	うち	13回出席
		監査役会	15回開催	うち	14回出席

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額 50百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭等の合計額 50百万円

なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

また、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、「内部統制基本方針」を制定（最終改定：2015年6月23日）しており、その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 行動指針、行動規範に則り、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 会社の業務執行が、全体として適正かつ健全に行われるため、取締役は、企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。また、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、必要であると認めたときは取締役に対し改善を助言又は勧告しなければならない。
- ③ 反社会的勢力への対応については、その排除・根絶のための情報の一元管理を徹底し、外部からの働きかけはリスク管理委員会において掌握し、その重大性の評価と検討を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体（以下文書等という）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

- (3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
同規程に定める経営危機が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各業務執行部門及び当社グループ会社において目標達成のために活動する。また、経営計画が、当初の予定通り進捗しているか業績報告を通じ毎月チェックを行う。
 - ② 取締役の職務の執行については、取締役会規程に定められている決議事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役及び監査役に配布される体制をとる。
 - ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役付取締役によって構成される常務会において審議を行い、取締役会の決定を経て執行する。
 - ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、每期首に定める各取締役及び各執行役員の業務分掌において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (5) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範の社内への周知徹底を図る。
 - ② 代表取締役直轄の内部監査部を設置し、内部監査規程を定め、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、必要に応じて、社内各部署にて監査、研修を実施する。
 - ③ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表取締役及び監査役に報告するものとする。
 - ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部監査部長を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
 - ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、必要に応じて当社グループ会社会議を開催する。
 - ② 当社グループ会社における業務の適正を確保するため、すべての当社グループ会社に行動規範を制定させるとともに、これを基礎として当社グループ各社で関連諸規程を定める。
 - ③ 経営管理については管掌取締役を定め、当社との事前協議・報告制度による当社グループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。
 - ④ 取締役は、当社グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容に違反し、又はコンプライアンス上問題があると認めた場合には、代表取締役に報告するものとする。
 - ⑤ 当社グループ会社を当社の内部監査部による監査対象とし、監査結果を当社代表取締役に報告する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における体制と当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、内部監査部長に監査業務に必要な事項を指示することが出来るものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた内部監査部の職員は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けない。
 - ② 内部監査部長は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
- (8) 当社及び当社子会社の取締役、執行役員、使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び以下に定める事項について、当社の監査役にその都度報告するものとする。
 - ・当社及び当社グループの内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社及び当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示事項の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書、各種取引申請書及び監査役から要求された会議議事録
 - ② 監査役は、必要に応じて当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対して、前号の報告を求めることができる。
 - ③ 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ④ 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - ⑤ 監査役は、当社の会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から監査の内容について報告及び説明を求めるとともに、定期的に情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑥ 監査役に報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをしてはならないものとする。その旨を当社及び当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。
- ⑦ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は原則として月1回（当事業年度は14回）定期的に開催し、法令及び定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行い、活発な意見交換がなされました。

(2) 監査役会

監査役会は当事業年度中15回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査を行い、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行いました。併せて、社外取締役、会計監査人及び内部監査部と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めました。

なお、常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受けて取締役、執行役員及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、月1回開催の全社営業会議や年4回開催の予算会議等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。

(3) コンプライアンス及び社内研修

当社は、当社役職員に対し、役職に応じてコンプライアンス教育を実施し、その促進に当たり、Eラーニングや社内研修を通じて法令、定款及び社内ルールを遵守する取り組みを行っております。

(4) 内部統制及び内部監査部

内部監査部は、当社の行動規範、内部監査規程、リスク管理規程及びその他の社内ルールの遵守状況について、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び主要子会社の業務監査、内部統制監査を定期的実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。
株式数は単位未満、持株比率は小数点第2位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	97,033	流 動 負 債	62,025
現金及び預金	24,015	支払手形及び買掛金	34,057
受取手形及び売掛金	39,255	短期借入金	7,427
電子記録債権	3,489	未払法人税等	1,289
商品及び製品	11,180	前受金	15,941
仕掛品	1,361	賞与引当金	974
原材料及び貯蔵品	534	役員賞与引当金	140
前渡金	12,159	受注損失引当金	28
その他	5,142	アフターサービス引当金	667
貸倒引当金	△104	その他	1,499
固 定 資 産	14,453	固 定 負 債	1,014
有 形 固 定 資 産	3,560	長期借入金	75
建物	2,195	繰延税金負債	141
機械装置及び運搬具	598	役員退職慰労引当金	26
工具、器具及び備品	1,298	退職給付に係る負債	376
土地	527	その他	395
E S C O 事業資産	132	負 債 合 計	63,040
太陽光発電事業資産	763		
賃貸用資産	921	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	83	株 主 資 本	47,074
減価償却累計額	△2,959	資本金	5,105
無 形 固 定 資 産	693	資本剰余金	3,788
製造販売権	91	利益剰余金	39,071
ソフトウェア	257	自己株式	△890
ソフトウェア仮勘定	323	その他の包括利益累計額	1,270
その他	21	その他有価証券評価差額金	1,316
投資その他の資産	10,198	繰延ヘッジ損益	△85
投資有価証券	7,605	為替換算調整勘定	△61
退職給付に係る資産	1,130	退職給付に係る調整累計額	101
繰延税金資産	435	新株予約権	78
その他	1,236	非支配株主持分	22
貸倒引当金	△208	純 資 産 合 計	48,446
資 産 合 計	111,486	負 債 ・ 純 資 産 合 計	111,486

連結損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	161,476
売 上 原 価	137,537
売 上 総 利 益	23,938
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	16,940
営 業 利 益	6,998
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	97
受 取 配 当 金	217
仕 入 割 引	183
そ の 他	329
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	56
売 上 割 引	2
支 払 手 数 料	88
そ の 他	252
経 常 利 益	7,426
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	72
そ の 他	11
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	39
投 資 有 価 証 券 評 価 損	258
そ の 他	23
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,189
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,308
法 人 税 等 調 整 額	1
当 期 純 利 益	4,879
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,876

連結株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2019年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,786	百万円 35,369	百万円 △974	百万円 43,286
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,174		△1,174
親会社株主に帰属する当期純利益			4,876		4,876
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		2		87	89
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	2	3,701	83	3,787
2020年3月31日残高	5,105	3,788	39,071	△890	47,074

	その他の包括利益累計額					新 予 約	株 権	非 支 配 株 主 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損	為 替 レ イ ト 益	為 替 レ イ ト 損	算 定 調 整 額				
2019年4月1日残高	百万円 1,961	百万円 △77	百万円 276	百万円 98	百万円 144	百万円 20	百万円 20	百万円 45,710	
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当								△1,174	
親会社株主に帰属する当期純利益								4,876	
自己株式の取得								△3	
自己株式の処分								89	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△644	△8	△338	2	△65	2	2	△1,051	
連結会計年度中の変動額合計	△644	△8	△338	2	△65	2	2	2,736	
2020年3月31日残高	1,316	△85	△61	101	78	22	22	48,446	

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社 17社

(株)第一メカテック、第一実業ビスウィル(株)、第一実業ソーラーソリューション(株)、
DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.、DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.、
DJK EUROPE GMBH、上海一実貿易有限公司、第一実業(香港)有限公司、
第一実業(広州)貿易有限公司、DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.、
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.、DAIICHI PROJECT SERVICE CO., LTD.、
DAI-ICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.、DAIICHI JITSUGYO (PHILIPPINES), INC.、
PT.DJK INDONESIA、DAIICHI JITSUGYO (VIETNAM) CO., LTD.、
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.

(2) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

(株)フロー・ダイナミックス、ディー・ジェー・ケー興産(株)、第一エンジニアリング(株)、
一實股份有限公司、DC ENERGY GMBH

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の各合計は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社 1社

(株)浅野研究所

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

非連結子会社

(株)フロー・ダイナミックス、ディー・ジェー・ケー興産(株)、第一エンジニアリング(株)、
一實股份有限公司、DC ENERGY GMBH

関連会社

第一スルザー(株)

(3) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はいずれも小規模会社であり、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結利益剰余金等に重要な影響を及ぼしておりませんので持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

DJK GLOBAL MEXICO, S.A. DE C.V.、上海一実貿易有限公司及び第一実業(広州)貿易有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

③ たな卸資産

主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

イ. 建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 2～17年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～25年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

ロ. E S C O事業資産

E S C O事業資産は、当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 太陽光発電事業資産

太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。

二. 賃貸用資産

主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② 無形固定資産

イ. 製造販売権

製造販売権は、バイナリー発電装置の国内独占的製造権・販売権等で、利用可能期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

ロ. ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの主な耐用年数は3～8年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当連結会計年度末における回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員、執行役員及び使用人兼務役員（使用人分）に支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

取締役等に支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退任時の退職慰労金の支出に備えるため、退職慰労金のうち内規に基づき算定された当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しております。

⑥ アフターサービス引当金

商品のアフターサービスによる費用支出に備えるため、得意先との取決め等に基づく発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

③ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約
ヘッジ対象	外貨建債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

④ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表関係

無形固定資産の「ソフトウェア仮勘定」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の無形固定資産の「その他」に含まれているソフトウェア仮勘定は、10百万円であります。

連結損益計算書関係

特別利益の「投資有価証券売却益」は重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれている投資有価証券売却益は、0百万円であります。

特別利益の「固定資産売却益」は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれている固定資産売却益は、6百万円であります。

特別損失の「固定資産除却損」は、重要性がなくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれている固定資産除却損は、1百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

取引保証金等の代用として差入れられている担保資産は次のとおりであります。

投資有価証券	9百万円
--------	------

2. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	6,000百万円
差引額	4,000百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式 普通株式	11,086,400	—	—	11,086,400
自己株式 普通株式	431,154	1,136	38,720	393,570

(注) 1. 自己株式の株式数の増加1,136株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式の株式数の減少38,720株は、単元未満株式の売渡しによる減少120株、ストック・オプションの権利行使による減少38,600株であります。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	532 百万円	50.00 円	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月5日 取締役会	普通株式	641	60.00	2019年9月30日	2019年11月27日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	748 百万円	利益剰余金	70.00 円	2020年3月31日	2020年6月25日

4. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 49,400株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金の使途は運転資金（主として短期）であります。

デリバティブは社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2をご参照ください）。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	24,015	24,015	—
(2) 受取手形及び売掛金	39,255	39,226	△28
(3) 電子記録債権	3,489	3,489	—
(4) 投資有価証券	4,799	4,800	0
資産計	71,560	71,531	△28
(1) 支払手形及び買掛金	34,057	34,051	△5
(2) 短期借入金	7,032	7,032	—
(3) 未払法人税等	1,289	1,289	—
(4) 長期借入金（*1）	470	469	△1
負債計	42,849	42,842	△6
デリバティブ取引（*2）	(136)	(136)	—

（*1）1年内返済予定の長期借入金（395百万円）は、連結貸借対照表上、短期借入金に含めて記載しておりますが、本注記では長期借入金に含めて記載しております。

（*2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示していません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、一部の外貨建売掛金について為替予約の振当処理を行っており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該売掛金の時価は、ヘッジ手段である為替予約と一体として算定する方法によっております。

(3) 電子記録債権

電子記録債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所における株式及び債券の時価によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

なお、一部の外貨建買掛金について為替予約の振当処理を行っており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該買掛金の時価は、ヘッジ手段である為替予約と一体として算定する方法によっております。

(2) 短期借入金

すべて短期借入であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未払法人税等

未払法人税等はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金又は買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金又は買掛金の時価に含めて記載しております（上記「資産」(2)、「負債」(1)参照）。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,805百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,521.29円
2. 1株当たり当期純利益	456.38円

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	75,243	流 動 負 債	54,983
現金及び預金	11,523	買掛金	32,262
受取手形	3,106	短期借入金	6,795
電子記録債権	3,309	未払法人税等	972
売掛金	33,012	前受金	12,731
商品	9,233	賞与引当金	687
前渡金	10,119	役員賞与引当金	93
短期貸付金	300	受注損失引当金	28
未収入金	3,971	アフターサービス引当金	667
その他の金	718	その他	745
貸倒引当金	△51	固 定 負 債	265
固 定 資 産	15,270	長期借入金	75
有 形 固 定 資 産	2,509	その他	189
建物	1,360	負 債 合 計	55,248
機械装置及び運搬具	29		
工具、器具及び備品	885	純 資 産 の 部	
土地	527	株 主 資 本	33,957
E S C O 事業資産	132	資 本 金	5,105
太陽光発電事業資産	763	資 本 剰 余 金	3,788
賃貸用資産	849	資本準備金	3,786
建設仮勘定	64	その他資本剰余金	2
減価償却累計額	△2,102	利 益 剰 余 金	25,954
無 形 固 定 資 産	529	利益準備金	970
電話加入権	11	その他利益剰余金	24,983
製造販売権	91	建物圧縮記帳積立金	25
ソフトウェア	111	別途積立金	4,442
ソフトウェア仮勘定	314	繰越利益剰余金	20,516
投 資 そ の 他 の 資 産	12,231	自 己 株 式	△890
投資有価証券	5,527	評価・換算差額等	1,229
関係会社株式	5,045	その他有価証券評価差額金	1,315
繰延税金資産	192	繰延ヘッジ損益	△86
その他	1,674	新 株 予 約 権	78
貸倒引当金	△208	純 資 産 合 計	35,265
資 産 合 計	90,514	負 債 ・ 純 資 産 合 計	90,514

損益計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		135,899
売 上 原 価		121,387
売 上 総 利 益		14,511
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,729
営 業 利 益		4,782
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	330	
仕 入 割 引	183	
そ の 他	69	590
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
売 上 割 引	2	
支 払 手 数 料	60	
そ の 他	59	152
経 常 利 益		5,219
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	72	
そ の 他	9	81
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	39	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	258	
そ の 他	22	319
税 引 前 当 期 純 利 益		4,981
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,666	
法 人 税 等 調 整 額	△36	1,629
当 期 純 利 益		3,352

株主資本等変動計算書

(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			繰 越 利 益 剰 余 金
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利益準備金	そ の 他 建 物 圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	
2019年4月1日残高	百万円 5,105	百万円 3,786	百万円 -	百万円 970	百万円 26	百万円 4,442	百万円 18,336
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,174
建物圧縮記帳積立金の取崩					△1		1
当期純利益							3,352
自己株式の取得							
自己株式の処分			2				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	2	-	△1	-	2,179
2020年3月31日残高	5,105	3,786	2	970	25	4,442	20,516

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益		
2019年4月1日残高	百万円 △974	百万円 31,693	百万円 1,961	百万円 △78	百万円 144	百万円 33,721
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,174				△1,174
建物圧縮記帳積立金の取崩		-				-
当期純利益		3,352				3,352
自己株式の取得	△3	△3				△3
自己株式の処分	87	89				89
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△645	△8	△65	△719
事業年度中の変動額合計	83	2,264	△645	△8	△65	1,544
2020年3月31日残高	△890	33,957	1,315	△86	78	35,265

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品

定率法を採用しており、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 2～17年

工 具、 器 具 及 び 備 品 2～20年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

② E S C O事業資産

E S C O事業資産は、当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産で、顧客との契約期間（15年）に基づく定額法を採用しております。

③ 太陽光発電事業資産

太陽光発電事業資産は、当社が行う太陽光発電事業用の資産で、太陽光発電予定年数（20年）に基づく定額法を採用しております。

④ 賃貸用資産

主に賃貸契約に基づく賃貸期間を償却年数とし、賃貸期間満了時の処分見積価額を残存価額とする定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

① 製造販売権

製造販売権は、バイナリー発電装置の国内独占的製造権・販売権等で、利用可能期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

② ソフトウエア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、当事業年度末における回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び執行役員に支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役を支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

(5) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

(6) アフターサービス引当金

商品のアフターサービスによる費用支出に備えるため、得意先との取決め等に基づく発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基準となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。また、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。為替予約が付されている外貨建債権債務等で振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る為替変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化することを目的として、社内規程に基づき一定の範囲内でリスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略することとしております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

有形固定資産の「機械装置」「車両運搬具」は、貸借対照表の一覧性及び明瞭性を高めるため、当事業年度より「機械装置及び運搬具」として一括して表示しております。なお、当事業年度の「機械装置及び運搬具」に含まれている機械装置は28百万円、車両運搬具は0百万円であります。

損益計算書関係

特別利益の「固定資産売却益」は、重要性がなくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の特別利益の「その他」に含まれている固定資産売却益は、3百万円であります。

特別利益の「投資有価証券売却益」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の特別利益の「その他」に含まれている投資有価証券売却益は、0百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

受取手形及び売掛金	1,995百万円
短期貸付金	300百万円
買掛金	2,613百万円

2. 担保資産

取引保証金等の代用として差入れられている担保資産は次のとおりであります。

投資有価証券	9百万円
--------	------

3. E S C O事業資産

当社が行うE S C O事業（コジェネレーション事業）用の資産の内訳は次のとおりであります。

建物	5百万円
機械装置及び運搬具	127百万円

4. 太陽光発電事業資産

当社が行う太陽光発電事業用の資産の内訳は次のとおりであります。

建物	19百万円
機械装置及び運搬具	740百万円
工具、器具及び備品	4百万円

5. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

DAIICHI JITSUGYO (AMERICA), INC.	33百万円 (US\$307千)
DJK EUROPE GMBH	55百万円
第一実業(香港)有限公司	600百万円
DAIICHI JITSUGYO ASIA PTE. LTD.	18百万円
DAIICHI JITSUGYO (THAILAND) CO., LTD.	0百万円 (THB86千)
DAIICHI JITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.	17百万円
PT. DJK INDONESIA	51百万円 (IDR6,541,803千)
DAIICHI JITSUGYO INDIA PVT. LTD.	123百万円 (INR76,720千)

6. 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	10,000百万円
借入実行残高	6,000百万円
差引額	4,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	10,357百万円
仕入高	13,837百万円
営業取引以外の取引高	164百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	393,570株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	79百万円
賞与引当金	210百万円
未払事業税等	69百万円
投資有価証券評価損	153百万円
アフターサービス引当金	204百万円
関係会社株式	286百万円
減損損失	359百万円
その他	286百万円
繰延税金資産小計	1,649百万円
評価性引当額	△573百万円
繰延税金資産合計	1,075百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	583百万円
前払年金費用	240百万円
その他	60百万円
繰延税金負債合計	883百万円

繰延税金資産の純額 192百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	上海一実貿易有限公司	直接 100.00%	商品の売買 役員の兼務	商品の 販売	百万円 5,358	売掛金	百万円 1,409
関連会社	(株)浅野研究所	直接 38.05%	商品の売買 役員の兼務	商品の 購入	2,838	買掛金	1,074

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,290.71円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 313.77円 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

第一実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、第一実業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一実業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

第一実業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 一 貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第一実業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

第一実業株式会社 監査役会

常勤監査役	水 本 雅 彦	Ⓔ
社外監査役	松 宮 俊 彦	Ⓔ
社外監査役	小 山 充 義	Ⓔ

以 上

メモ欄

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地（御茶ノ水ソラシティ1階）
ソラシティカンファレンスセンター Room C
電話 03 (6370) 8600



交通機関

- ・ JR中央線・総武線「御茶ノ水」駅（聖橋口）より徒歩2分
- ・ 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅（B2出口）より徒歩1分
- ・ 東京メトロ丸の内線「御茶ノ水」駅より徒歩5分

お願い

会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

本年は株主総会ご出席者へのお土産の配付を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

